平成２１年（ヒ）第２１１４号
東京都新宿区大久保２丁目１番８号
清算株式会社　株式会社信徳ポミー
代表清算人　山口　　晃
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２１１６号
東京都文京区本郷２丁目13番11号
清算株式会社　本郷オート株式会社
代表清算人　飯田　政巳
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第８号
鳥取県境港市昭和町13番地31
清算株式会社　株式会社大伸水産
清算人　宮本　英紀
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（ヒ）第１５号
岡山県加賀郡吉備中央町福沢251番地２
清算株式会社　株式会社ユキモリ工業
代表清算人　赤木　康博
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　清算株式会社につき、特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所第３民事部

更生計画認可

平成２０年（ミ）第１号
愛媛県松山市道後鷺谷町459番地１
更生会社　株式会社道後ぎやまんの庭
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更および弁済方法等
第１節　通則
1　弁済額算定の基準日
本章に規定する弁済額の算定は、基準日（平成21年９月30日）をもってする。
2　債権譲渡等の取扱い
基準日以降、更生計画認可決定日までに、更生担保権または更生債権（以下、「更生債権等」と総称する。）の譲渡等を原因として、債権の全部または一部について債権者名義の変更があった場合においても、権利の変更、弁済方法その他本更生計画に定める手続は、すべて名義変更前の債権額を基準とする。
同様にして、更生債権等の放棄または届出の取下があったときは、本更生計画に定める権利の変更および弁済の方法は、放棄または取下後の額を基準とする。
3　弁済日
更生債権等に対する弁済を実施する日は、更生計画に別段の定めのある場合を除き、更生計画認可決定日から４か月以内にあって、別途、更生会社が任意に定める日（以下、「一括弁済日」という。）とする。
更生会社は、弁済の対象となる各債権者に対し、更生会社の定める方法により、一括弁済日および弁済手続に関し必要な事項につき、事前に通知する。
4　弁済・納付の方法
更生債権等に対する弁済の方法は、各債権者が指定する銀行口座に対する振込送金により行う。振込手数料は、更生会社の負担とする。ただし、更生会社が別途指定する日までに送金先口座の指定がない場合には、一括弁済日の定めにかかわらず、同日以降、管財人事務所において、随時弁済するものとする。
上記にかかわらず、優先的更生債権である公租公課の納付は、徴収権者の指定する方法により行う。
5　端数処理
権利の変更によって生ずる免除後の債権額の１円未満の端数は切り捨てる。
第２節　更生担保権の権利の変更と弁済方法
1　確定債権
確定債権の債権者数および金額は、以下のとおりであり、その債権者別の内訳は、別表５記載のとおりである。
債権者数　６名
金額　270,850,310円
なお、未確定の更生担保権はない。
2　権利の変更
更生担保権に対し下記３の定めによる弁済を行ったときに、更生手続開始決定日以降の利息および損害金の全額について、免除を受ける。
3　弁済方法
下記４⑴の定めに従い、別表６記載の預金に対する質権の解除に必要な手続がされること条件として、更生会社が当該預金の払戻しを受けた上で、権利変更後の債権額につき、一括弁済日に弁済する。
当該条件を満たさない場合には、一括弁済日の定めにかかわらず、条件成就の後、同日以降すみやかに弁済する。
4　担保権等に関する措置
⑴　存続する担保権
別表６記載の預金に対する質権については、更生計画認可決定後も同表記載の各更生担保権の額の限度で各存続する。
当該の質権について、管財人が、上記３の定めに基づいて弁済する場合において、各債権者に対して当該質権の解除を要請したときは、当該債権者は、その要請を受けた日から10日以内に、当該預金に対する質権の解除のために必要な書類の交付その他の手続を行わなければならないものとする。
⑵　存続しない担保権
上記⑴に掲げる担保権以外の担保権は、すでに担保変換により全て消滅している。
第３節　優先的更生債権の権利の変更と納付方法
1　届出債権
優先的更生債権は公租公課のみであり、その届出債権の件数および届出債権額の総額は、以下のとおりであり、その債権者別の内訳は、別表７記載のとおりである（なお、裁判所の許可を得て既に弁済したものは除く。）。
債権者数　２名
金額　6,062,476円
2　権利の変更
更生計画認可決定日に、更生手続開始決定の日から１年を経過する日までの間に生じた延滞税、利子税、または延滞金については、その全額の免除を受ける。
3　納付方法
権利変更後の債権額につき、一括弁済日までに納付する。
第４節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法
1　確定債権
確定債権の債権者数および金額は、以下のとおりであり、その債権者別の内訳は、別表８記載のとおりである（なお、裁判所の許可を得て既に弁済したものは除く。）。
債権者数　18名
金額　1,320,178,003円
2　権利の変更
一般更生債権に対し下記３の定めによる弁済を行ったときに、以下の区分に従って免除を受ける。
⑴　更生手続開始決定日以降の利息および損害金
その全額につき免除を受ける。
⑵　確定債権額から上記⑴を控除した部分
10万円を超える部分の99.673％の免除を受ける。
3　弁済方法
権利変更後の債権額につき、一括弁済日に弁済する。
4　未確定更生債権に関する措置
別表８整理番号６記載の一般更生債権について、管財人が同表「認めない額」記載のとおり認めない旨の認否をしたため、同表記載の債権者から同表「更生債